

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により森林経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた森林経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年4月1日

仙北市長 田口 知明



記

1. 森林経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2. 縦覧場所
- ・仙北市役所角館庁舎 農林商工部農林整備課
 - ・仙北市のホームページ
(<https://www.city.semboku.akita.jp>)

3. 本公告により、仙北市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上